

第3回専門部会資料（追記版） 及び追加資料

第3回専門部会（令和5年9月15日）での委員意見を受け、以下の資料を修正いたしました。

<第3回専門部会資料（追記版）>

資料4-1 障害者雇用をめぐる状況（抜粋）

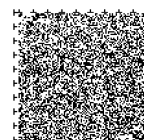
※ 「東京都内の民間企業における企業規模別の状況」の人数区分を修正

<追加資料>

追加資料① 障害者の就労支援策の取組状況

- ・ 中小企業障害者雇用応援連携事業
- ・ 東京ジョブコーチ支援事業
- ・ 区市町村障害者就労支援センターに関する実績

追加資料② 東京都手話言語条例に関わる教育庁の取組



東京都の障害者雇用をめぐる状況

推進協議会 第3回専門部会

R5.9.15

資料4-1

第5回専門部会修正 (R5.10.26)

東京都内の民間企業における障害者雇用率

	東京都	全国
平成30年	1.94%	2.05%
令和元年	2.00%	2.11%
令和2年	2.04%	2.15%
令和3年	2.09%	2.20%
令和4年	2.14%	2.25%

(厚生労働省職業安定局)

(参考)民間企業における法定雇用率

平成25年4月	・1.8%から2.0%に引き上げ ・対象企業を従業員56人から50人に拡大
平成30年4月	・精神障害者雇用義務化 ・2.0%から2.2%に引き上げ ・対象企業を従業員50人から45.5人に拡大
令和3年3月	・2.2%から2.3%に引き上げ ・対象企業を従業員45.5人から43.5人に拡大
令和6年4月から	・2.3%から2.5%に引き上げ ・対象企業を従業員43.5人から40人に拡大 ・週10時間以上20時間未満で働く重度身体・重度知的障害者、精神障害者の実雇用率カウント対象
令和7年4月から	除外率の一律10ポイント引き下げ
令和8年7月から	・2.5%から2.7%に引き上げ ・対象企業を従業員40人から37.5人に拡大

東京都内の民間企業における雇用状況の推移

(単位:社、人)

	企業数	雇用率の基礎となる労働者数	障害者雇用数	障害者雇用数		
				身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成30年	20,843	9,967,709.5	193,794.0	131,700.5	37,022.5	25,071.0
令和元年	21,184	10,204,603.0	204,464.5	135,139.5	39,599.0	29,726.0
令和2年	21,680	10,351,904.0	211,492.0	136,369.5	41,628.5	33,494.0
令和3年	22,585	10,506,667.5	219,531.5	137,835.0	44,114.5	37,582.0
令和4年	23,108	10,651,712.5	228,475.5	138,907.0	46,513.0	43,055.5

(各年6月1日現在)

(東京労働局)

東京都内の民間企業における企業規模別の状況

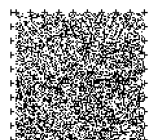
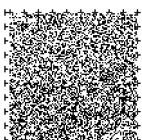
<内訳修正版>

(単位:社)

	企業数	実雇用率	法定雇用率達成企業数	構成比	法定雇用率未達成企業数	構成比
43.5~100人未満	10,249	0.87%	2,711	26.5%	7,538	73.5%
100~300人未満	7,912	1.41%	2,676	33.8%	5,236	66.2%
300~500人未満	1,837	1.81%	580	31.6%	1,257	68.4%
500~1,000人未満	1,535	2.08%	616	40.1%	919	59.9%
1,000人以上	1,575	2.44%	937	59.5%	638	40.5%
合計	23,108	2.14%	7,520	32.5%	15,588	67.5%

(令和4年6月1日現在)

(東京労働局)



障害者の就労支援策の取組状況に係る実績

○中小企業障害者雇用応援連携事業

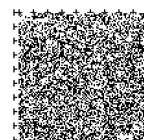
過去5年度における訪問実績

	訪問件数
H30 年度	1,002
R1 年度	958
R2 年度	1,049
R3 年度	1,015
R4 年度	1,139

○東京ジョブコーチ支援事業

過去5年度における支援実績

	支援件数
H30 年度	800
R1 年度	803
R2 年度	640
R3 年度	703
R4 年度	804

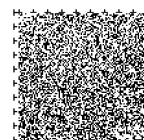


区市町村障害者就労支援センターの利用実績(令和4年度)

区市町村	支援登録者数 (人)	就職者数 (人)
千代田区	166	20
中央区	251	18
港区	384	29
新宿区	536	48
文京区	733	44
台東区	341	15
墨田区	1,265	60
江東区	1,521	69
品川区	325	17
目黒区	319	29
大田区	749	60
世田谷区	1,095	94
渋谷区	303	17
中野区	1,017	53
杉並区	1,345	39
豊島区	1,152	37
北区	2,181	75
荒川区	720	29
板橋区	1,070	95
練馬区	905	74
足立区	2,186	45
葛飾区	1,342	82
江戸川区	2,324	128

区市町村	支援登録者数 (人)	就職者数 (人)
八王子市	1,088	46
立川市	268	26
武蔵野市	405	28
三鷹市	339	13
青梅市	170	47
府中市	468	15
昭島市	184	12
調布市	558	41
町田市	1,299	39
小金井市	160	9
小平市	629	31
日野市	535	36
東村山市	679	51
国分寺市	292	21
国立市	113	5
福生市	154	14
狛江市	203	39
東大和市	249	30
清瀬市	256	11
東久留米市	293	39
武蔵村山市	425	36
多摩市	368	35
稲城市	354	32
羽村市	169	11
あきる野市	305	25
西東京市	465	55
瑞穂町	158	16
日の出町	83	6
合計	32,899	1,946

(注)支援登録者数及び就職者数は実人数

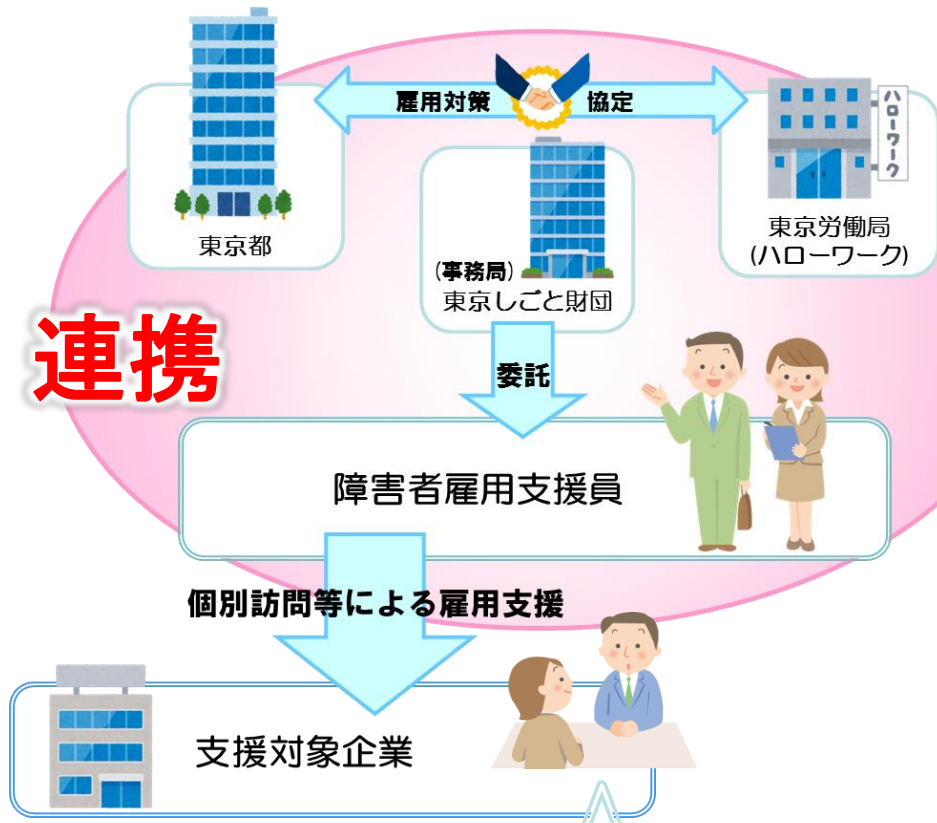


中小企業障害者雇用 応援連携事業のご案内

*「中小企業障害者雇用応援連携事業」の概要

都内中小企業の障害者雇用促進に向けて、東京都、国（東京労働局、ハローワーク）、東京しごと財団、都内障害者就労支援機関が連携し、対象企業へ個別訪問等による直接的支援を行います。

- 障害者雇用支援に精通した障害者雇用支援員が、企業ごとのニーズに応じたきめ細かい支援を行います。
- 企業の支援状況については企業の同意のもとで都や国と情報共有し、企業で求人有意向がある場合には管轄のハローワークにつなぐなど、雇用の実現に向けて速やかな対応が可能です。



- 障害者雇用に関する制度、助成金などについての情報提供
- 職務の切り出しに係る相談
- 雇用前／雇用後のフォローアップ等の提案
- 専門機関についての情報提供 等



⇒障害者雇用スタート
法定雇用率達成へ

★法定雇用率とは…

総従業員数に対して、雇い入れなくてはならない障害者雇用人数の割合です。令和6年4月から、民間事業主の法定雇用率は2.3%から2.5%、令和8年7月には2.7%まで段階的に引き上げられることが予定されています。法定雇用率2.5%の場合は従業員数40人以上、2.7%の場合は従業員数37.5人以上の事業主に対して、障害者雇用義務が発生する見込みです。

*事業を担当する都内障害者就労支援機関

障害者雇用支援員は、以下の都内障害者就業・生活支援センターの運営団体に配置しています。

●障害者就業・生活支援センターとは・・・

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、都道府県が指定、国および都道府県の委託により設置されています。

東京においては、障害者の就業・生活支援や職場定着支援に加え、企業への障害者雇用支援なども行っています。

障害者の雇用や就業支援に関する専門的な知識・ノウハウが豊富であり、各地域の障害者就業支援機関とのネットワークも持っているため、様々な支援方法をご提案できます。

障害者就業・生活支援センター	運営団体	担当区域 (ハローワーク管内)	本事業についてのお問合せ先
ワーキング・トライ	社会福祉法人 ジェイエイチシーいたばしかい JHC板橋会	飯田橋(文京区) 上野 池袋 王子	03-3554-8201(代表) 070-4411-5953(直通)
アイ-キャリア	特定非営利活動法人 まひろ	品川(品川区) 大森 渋谷	03-6421-8126
オープナー	社会福祉法人 たましゅろっていきょうかい 多摩棕櫚亭協会	新宿 立川 府中	090-4436-0887
ウェルズ トウキョウ WEL' S TOKYO	特定非営利活動法人 ウェルズ WEL' S	飯田橋(中央区) 足立 墨田 木場	03-5281-2345(代表) 080-3932-1794(直通)
タラント TALANT	特定非営利活動法人 ふくしかい わかくさ福祉会	飯田橋(千代田区) 八王子 町田	080-5980-7778(直通)
けるん	特定非営利活動法人 せいしょうねんじりつえんじょ 青少年自立援助 センター	品川(港区) 青梅 三鷹	070-4386-8348(直通) 042-553-6320(代表)

*お問合せ先

公益財団法人東京しごと財団 総合支援部 障害者就業支援課 雇用促進係
〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター4階
TEL : 03-5211-2303
URL : <https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>



東京都産業労働局 雇用就業部就業推進課 障害者雇用促進担当
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎21階北側
TEL : 03-5320-4663
URL : <https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shogai/shien/>



ご利用にあたって

「東京ジョブコーチ」は、
(公財) 東京しごと財団が認定登録した職場適応援助者です。

支援対象になる方は、都内在住または在勤の障害者です。(島しょ地域含む)

都外にある企業は、東京ジョブコーチが訪問できる範囲に限ります。
まずはご相談ください。

すべての障害が支援対象となります。

- ・ 障害者手帳のある方
- ・ 知的障害があり公的な判定書のある方
- ・ 精神障害・発達障害・高次脳機能障害、難病等があり、
主治医の診断書・意見書・医療券のある方

お問い合わせ・お申込み先

東京ジョブコーチのご利用について

東京ジョブコーチ支援センター

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-11-2 代々木コミュニティビル 3階

TEL (03) 3378-7057 FAX (03) 3378-7058

月～金曜日：9時00分～17時00分 (土曜・日曜・祝日・年末年始は休業)

※来所相談は、事前予約制

MAIL tokyo-jc@ikuseikai-tky.or.jp

URL <http://www.ikuseikai-tky.or.jp/~iku-tokyo-jc/>

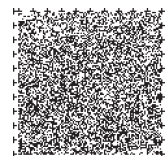
東京ジョブコーチ支援センター 

事業全般について 東京ジョブコーチ職場定着支援事業は、公益財団法人東京しごと財団委託事業です。

公益財団法人 東京しごと財団 総合支援部障害者就業支援課 コーディネート事業係
TEL (03) 5211-2682

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 8階

URL <https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>



貴社の障害者雇用を

『東京ジョブコーチ』が

費用は
無料
です！

サポートします！

障害者の職場定着でお悩みの企業の皆様へ

受け入れ、仕事の教え方、定着等 (テレワーク含む) で悩んでいる職場に
経験豊富な東京ジョブコーチがうかがい、一緒に問題解決を図ります。

例えば！

①障害者の受け入れに際し、
受け入れ体制や留意すべき点に
ついて支援します。

②社会人、企業人として
必要な基本的なルールや
マナーについて、障害者に
分かりやすくアドバイスします。

③仕事の教え方、
説明の仕方の
ポイントを
アドバイスします。

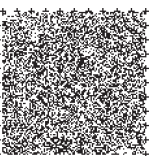
④どのようにしたら
定着率が上がるか等、
職場の悩みについても
ご相談にのります。

⑤一緒に働く従業員
一人ひとりの障害者雇用
に対する意識の向上に
ついて支援します。

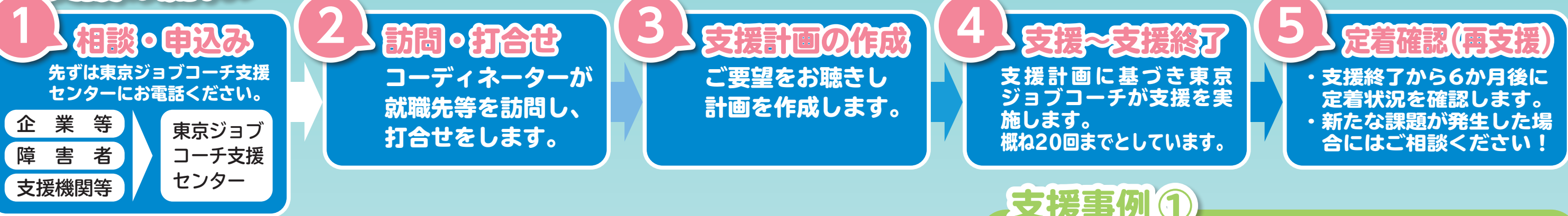
etc.....

その他についてもご相談ください！

東京ジョブコーチ支援センター



<支援の流れ>



支援の内容

個々のニーズに応じて以下の支援を行います

1. 支援対象者の業務内容の検討・組み立て
2. 作業習得支援
3. コミュニケーション支援
4. 通勤支援（身体的介助を除く）等

※職場体験実習や特別支援学校卒業生の定着支援にもご利用できます。

利用のメリット

障害者のスムーズな職場定着（テレワークの定着支援含む）

障害者支援を熟知した東京ジョブコーチが対応することで、安心して仕事に取り組み、スムーズに業務を習得することができます。

※テレワークの定着支援の場合は、必要に応じてICT分野の専門家がサポートして支援にあたります。

職場の理解と配慮の促進

業務適性やコミュニケーション面での企業側の不安・疑問について、客観的に助言を行います。

障害特性や対応上の配慮点への理解促進を行うことにより、障害者が安定して働ける職場環境を整えます。

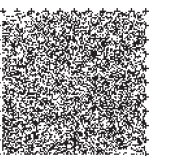
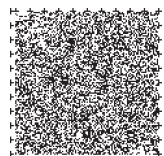
手続きについて

ご依頼の際には、以下3点の書類作成・提出をお願いしています。

- ① 「支援依頼書」
- ② 「個人情報の取扱いについて(本人)」
- ③ 「情報の取扱いについて(企業)」



※)上記3点の書類は、東京ジョブコーチ支援センターのHPからダウンロードすることができます。



支援事例①

【支援対象者】20代 知的障害

【支援開始時の状況】入社1年目

【業務内容】スーパーマーケットでの商品補充・陳列・清掃

【課題・支援ニーズ】

- ①業務を正しく理解して行えるようになってほしい。
- ②お客様から商品に関する質問を受けた際に、適切な対応がとれるようになってほしい。
- ③初めての障害者雇用であるため、どのように対応したら良いのか不安。
- ④社会人として必要なビジネスマナーを身に付けてほしい。

【支援終了時の状況】

- ・東京ジョブコーチが、習熟度に合わせて“作業のポイントをわかりやすくメモする方法の助言”、“写真入り作業手順書の作成”などを行ったことで、対象者の自信獲得とキャリアアップを図ることができた。
- ・お客様への接遇について、ロールプレイを通して練習を行ったことで、場面に応じた言動をとれる場面が増えた。
- ・東京ジョブコーチより社内スタッフに対し、支援対象者の障害特性や対応上の配慮点を伝えることで、社内スタッフの理解が深まった。



支援事例②

【支援対象者】30歳男性 精神2級（広汎性発達障害・強迫性障害）

【支援開始時の状況】在職3年目

【業務内容】総務部での事務補助（入力、シュレッダー、コピー用紙補充、会議資料作成等）

【課題・支援ニーズ】

- ①入社当初に比べ、作業スピードや業務遂行能力が低下している。
- ②メモの活用が難しく、タスク管理ができていない。
- ③報連相を学び、適切なコミュニケーションを習得してほしい。

【支援終了時の状況】

- ・東京ジョブコーチ支援により、支援対象者が焦りやプレッシャーを感じると、確認作業が増え作業時間が長くなることが判明。これは、支援対象者の努力不足ではなく、障害による特性であると捉え、この点を上司や周囲の社員の方に理解していただけるよう助言した。
- ・OJTを通じて、支援対象者のメモのとり方や資料整理、上司への報連相の仕方等も支援。その結果、作業効率が向上し、支援対象者が自信をもって業務に取り組めるようになった。



東京都手話言語条例に関わる教育庁の取組

1 教育庁の取組

東京都手話言語条例	東京都教育庁の取組
第7条（相談支援体制の整備及び拡充）	幼稚部を設置する都立聴覚障害特別支援学校において、乳幼児に対する教育相談を実施
第10条（学校における支援）	都立聴覚障害特別支援学校における ・教員に対する手話に関する研修の実施 ・保護者等に対する手話に関する学習の機会の提供

2 その他、教育庁における聴覚障害教育等に関する取組

- (1) 都立聴覚障害特別支援学校全校にデジタル式集団補聴システムの導入
- (2) 「デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援事業」を活用できよう、都立聴覚障害特別支援学校の窓口にタブレット端末及び音声情報を文字化するアプリケーションの導入

